

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡市博多区金の隈二丁目19番12号

氏名 株式会社 橘崎商事

〔法人にあつては名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 橘崎 昭治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎



許可の年月日 平成28年12月28日

許可の有効年月日 平成35年12月27日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理業

処理方式 選別、破碎

産業廃棄物の種類 選別: 廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、以下余白

破碎: 廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、ゴムくず、以下余白

2. 事業の用に供する施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、設置場所にある建物内で行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年12月28日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

あり

備考

「優良」の表示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の4の2に規定する、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合したことを示すものです。